

都市型公設事務所 果たしてきた役割と果たすべき役割



第2回 北千住パブリック法律事務所

弁護士法人北千住パブリック法律事務所 所長 大谷 恭子 (30期)

北千住パブリック法律事務所（北パブ）は、2004年4月1日に、東弁の2番目の公設事務所として設立されました。第2回は、今年で10周年を迎える北パブが果たしてきた役割とそしてこれからも期待される方向性について、抱負を込めて報告いたします。

1 北パブの果たしてきた役割

北パブは、被疑者国選の拡大や裁判員裁判の実施を見据え、刑事対応型都市型公設事務所として東京拘置所に近い北千住に設立されました。

設立から10年、北パブは、引き受け手が見つからない国選滞留事件・特別案件事件、死刑判決が予想される重大事件や社会的非難が強い事件を積極的に引き受け、数多くの成果を上げてきました（裁判員裁判での無罪判決、控訴審での死刑判決破棄、再審での無罪判決等。LIBRA 2012年2月号にも掲載）。刑事対応型都市型公設事務所として、各事件を通じての弁護能力の向上に努めることはもとより、所内において勉強会を重ね、相互研鑽に意欲的に取り組んできました。これは特に裁判員裁判が始まって以降は刑事対応型都市型公設事務所として恥じない弁護活動を提供してきたと自負しております。

さらに、所外の弁護士、修習生、法科大学院生等が参加する刑事実務検討会や所外の弁護士を所員が指導する刑事弁護ゼミを通じて、若手弁護士の刑事弁護の実力向上にも寄与しています。

また、北パブは足立区と設立当初から関係を深め、

近年は、区内にお住まいの高齢者・障がい者の方々に関するご相談が、ご本人・ご家族からだけでなく、区の担当部署や地域包括支援センター、権利擁護センターから多数寄せられるようになっていきます。

2 今後の方向性について

北パブは、刑事対応型都市型公設事務所として、引き続き幅広く刑事弁護を担い、さらに刑事弁護能力を高めるよう、事務所を挙げて努力していくことでしょう。そして近時の要請である障がい者・高齢者などの社会的弱者の人権擁護の問題にも取り組んでいきたいと思っています。

私たちが抱えている最も大きな課題は、多くの公設事務所に共通していますが、困難な刑事事件や社会的弱者の人権問題に真摯に取り組み続けることのできる経済的基盤をいかに確立するかです。受任するにあたって法テラスを利用できればまだよい方で、報酬が見込めない成年後見の事案など（しかし、専門家後見人が就任する必要性が高い）、事務所にとって経済的に貢献できなくても、誰かが引き受けなければなりません。私たちは、困難事案について、適切な法的サービスを提供することが弁護士あるいは弁護士会に求められていることだと思っていますし、これを、他の法律事務所に先んじて担っていくのが都市型公設事務所の役割だと思っています。そしてこの責務を持続可能な形で担い続けることのできる事務所経営の在り方を模索しています。

北パブのモットーである「最後の辩护人・代理人であれ」という言葉を大事にし、これからも困難な状況の中で法的援助を求めている人たちと出会い続けていきたいと思っています。